

# ちんしん報

5.20  
2020

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30  
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

## 令和3年度採用 新地町職員募集

町では、令和3年度採用の職員候補者試験を次のとおり行います。

### 採用職種（予定人員）

行政（若干名）  
土木（若干名）  
保育士（若干名）  
保健師（若干名）  
受験資格

### 【行政】

平成2年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学を卒業もしくは卒業見込みの方

### 【土木】

昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校で土木の専門課程を履修し、卒業もしくは卒業見込みの方

### 【保育士】

平成2年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方または令和3年3月31日までに資格取得見込みの方

### 【保健師】

昭和55年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和3年3月31日までに資格取得見込みの方

### 試験方法（職種共通）

#### 第1次試験

教養試験・専門試験

日時 7月12日(日) 9時～

場所 相馬市振興公社駅ビル  
相馬市中村字塚ノ町65番地16

#### 第2次試験

小論文試験・面接試験・実技試験（保育士のみ）

期日 9月上旬

場所 新地町役場

#### 申込手続き

役場総務課で交付する申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。

※郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「採用職種＋試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛名明記の定形返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

#### 受付期間

5月22日(金)～6月12日(金)（執

務時間中）※郵送の場合は、6月10日(水)消印有効

#### ◎問い合わせ

総務課 ☎62-2111

## 新地町総合計画 策定委員会委員 公募について

町では、第6次新地町総合計画策定に向けて、町民の皆さまからの意見を幅広くお聴きし、町政に反映させるため、次のとおり総合計画策定委員を募集します。

#### 募集期間

令和2年6月19日(金)まで

募集人員 5名

応募資格 次の3つの要件をすべて満たす方

- ①町内に在住する満20歳以上の方(令和2年4月1日現在)
- ②町政(町づくり・地域づくり)に関心のある方
- ③役場または町農村環境改善センターにおいて開催される策定委員会に出席できる方

※ただし、国・地方公共団体の議員及び公務員(町の付属機関の委員)等は応募できません。

#### 応募方法

役場企画振興課窓口で配布もしくは町ホームページに掲載している応募申込書を左のいずれかの方法で提出してください。

①役場企画振興課へ持参(平日8時15分～17時15分)

②郵送による提出(6月19日(金)必着)

③電子メールでの提出(kikaku@town.shinchi.lg.jp)

④申し込み・問い合わせ  
企画振興課  
☎62-2112  
〒979-2792  
新地町谷地小屋字樋掛田30番地  
(郵便番号と課名で郵送できます)

選考方法は書類審査(第1次選考)及び面接(第2次選考)により行います。

◎申し込み・問い合わせ  
企画振興課  
☎62-2112  
〒979-2792  
新地町谷地小屋字樋掛田30番地  
(郵便番号と課名で郵送できます)

# 新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金等について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上の急減により、経済的な打撃を受けた町内の事業者に対して、下記のとおり給付金等を交付します。

## ●新型コロナウイルス緊急対応支援事業者 給付金

**対象者** 給付要件にある減収があった次のいずれかの方  
宿泊業、飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、学習支援業を営む方

**給付要件** ・町内に店舗を構える事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により令和2年2月から6月までの売上のうち、一月の売上が前年同月対比で30%以上減収した方

・上記の比較ができない場合等は、最近1カ月の売上が、次のいずれかと比較して30%以上減収している方

ア 過去3カ月（最近1カ月を含む）平均売上高

イ 令和元年12月の売上高

ウ 令和元年10月から12月の売上高平均額

**給付額** 15万円

**提出書類** ①給付金交付申請書 ②売上高等の実績が確認できる書類 ③売上高計算表  
④最新の確定申告書、決算報告書の写し  
⑤通帳の写し(表紙及び支店名や口座番号記載の見返しページ)

## ●新型コロナウイルス緊急対応支援事業者 家賃補助金

**対象者** 宿泊業、飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、学習支援業を営む方で店舗等を賃借している方

**給付要件** 上記の新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金と同じ

**補助額** 15万円上限（月額賃料5万円上限×3カ月）

**提出書類** ①補助金交付申請書  
②店舗の賃貸借契約書及び直近の家賃領収書の写し  
（口座振替の場合、通帳の該当ページの写し）  
③通帳の写し(表紙及び支店名や口座番号記載の見返しページ)

## ●新型コロナウイルス緊急対応支援事業者 店舗等維持補助金

**対象者** 宿泊業、飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、学習支援業を営む方で店舗等を自己所有している方

**給付要件** 上記の新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金と同じ

**補助額** 15万円上限（店舗等にかかる固定資産税額の1/3）

**提出書類** ①補助金交付申請書 ②令和2年度固定資産税通知書の写し  
③全体面積と店舗等面積がわかる図面（店舗兼住宅の場合のみ）  
④通帳の写し(表紙及び支店名や口座番号記載の見返しページ)

## ○共通事項

**申請期限** 7月31日(金)まで（消印有効）

**申請先** 新地町商工会 〒979-2709 新地町駅前一丁目5番地 A棟-2  
※感染拡大防止のため、原則として、提出書類を郵便で送付してください。  
※「各交付申請書」、「売上高計算表」の様式は新地町商工会及び役場企画振興課の窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

◎問い合わせ 新地町商工会（電話：62-2442）  
企画振興課（電話：62-2112）

## 新型コロナウイルス 緊急金融対応補 助金について

町では、新型コロナウイルス

の影響を受けている町内中  
小企業者・小規模事業者の皆  
さまに、次のとおり利子補給  
と信用保証料の補助を行いま  
す。

### 対象となる融資制度

○福島県緊急経済対策資金融  
資制度（新型コロナウイルス  
対策特別資金）

○小規模事業者経営改善資金  
融資制度（マル経融資）

### 補助内容

利子補給補助3年間で100万  
円まで

（融資利率年1.5%以内）

※1回目の返済から3年間分  
の利子（該当する年度分を翌  
年支払）

信用保証料補助50万円まで

（保証率年0.5%）

※当初支払った信用保証料  
申請方法

金融機関にて融資実施後に次  
の必要書類をそろえて、役場  
企画振興課に郵送または持参

にて提出してください。

### 必要書類

①補助金交付申請書（様式は  
町ホームページからダウン  
ロードできます）

②融資契約書の写し

③返済予定表の写し

④信用保証書の写し

⑤債権者登録申請書

⑥町税等納税証明書

◎申し込み・問い合わせ

企画振興課  
☎62-2112

〒979-2792

新地町谷地小屋字樋掛田30番地

## 子育て世帯への臨時 特別給付金について

新型コロナウイルス感染症

の影響を受けている子育て世  
帯の生活支援として、児童手  
当受給世帯に一時金を給付し  
ます。

### 支給対象児童

令和2年4月分の児童手当対  
象の児童（4月転出者も含む）  
及び、3月末に中学3年生で  
あった児童

※平成16年4月2日から令和

2年3月31日に生まれた児童

※児童手当の特例給付対象者  
（当月額が5千円）は、給  
付の対象外

### 支給額

対象児童一人につき1万円

支給日 令和2年6月10日(水)

### 申請手続

申請は不要です。令和2年3  
4月分の児童手当を支給して  
いる口座に振込予定です。

※公務員の場合は所属庁が支  
給対象者であると証明した上  
で申請書を役場健康福祉課へ  
提出してください。

※受給を希望しない場合は、  
受給拒否の届出書を5月29日  
（金）までに役場健康福祉課へ提  
出してください。様式はホー  
ムページに掲載します。（郵  
送の場合は29日（金）必着）

◎申し込み・問い合わせ  
健康福祉課  
☎62-2931

## 上下水道料金の納入 期限の猶予（延期） について

新型コロナウイルス感染症

の影響で、一時的に上下水道  
料金の納入についてお困りの  
方を対象に、以下のとおり納  
入期限を猶予（延期）します。  
対象者

### ○個人の場合

新型コロナウイルス感染症対策で実施  
されている公的機関の「貸付  
制度」を受けた方

### ○事業者の場合

新型コロナウイルス感染症対策で実施  
されている公的機関の「給付  
金」または資金の「貸付制度」  
を受けた事業者の方

### 対象となる料金

納入延期の受付をした後に請  
求となる水道料金及び下水道  
料金を最長2期分（4カ月分）  
料金の納入期限  
令和3年3月31日

※申込みの時期によっては、  
対象となる上下水道料金が2  
期に満たない場合があります。

申込方法  
相馬地方広域水道企業団へ次

相馬市大野台二丁目3-5

のいずれかの方法で申込みく  
ださい。

①窓口での申込み（申込書へ  
の記入及び確認書類の提示）  
②郵送での申込み（ホームペー  
ジからダウンロードした申込  
書及び貸付等を受けているこ  
とが確認できる書類の写し）  
③電話での申込み（後日、確  
認書類の提示または郵送が必  
要です）

※申込みには、個人の場合は  
資金貸付、事業者の場合は給  
付金または資金貸付を受けて  
いることを確認できる書類が  
必要です。

※電話や郵送での申込みの場  
合は、書類の確認後の制度適  
用となります。記載内容の確  
認のため電話連絡する場合は  
ありますので、必ず連絡先電  
話を記載してください。

※下水道料金については町か  
らの依頼により猶予するもの  
です。

### ◎問い合わせ

相馬地方広域水道企業団  
☎35-6700

〒976-0001

相馬市大野台二丁目3-5

## 新地町観光物産 PR支援員募集

町観光協会では、観光物産PR支援員を次のとおり募集します。

募集人員 2名

主な業務 観光資源PR活動の企画および実施、観光情報の発信、観光案内

応募資格

①町内および周辺地域に在住の18歳以上の方

②東日本大震災発生時に「福島県に居住していた方」、「福島県に所在する事業所に雇用

されていた方」のどちらかに該当し、かつ過去1年以上仕事に就いていない方

③普通自動車運転免許を有し、簡単なパソコンの操作ができる方

勤務時間 8時30分～17時15分  
賃金 7,400円/日

勤務場所 新地町観光協会事務局（企画振興課内）

選考方法 書類審査、面接  
募集期間 随時

◎申し込み・問い合わせ  
新地町観光協会事務局  
☎62-2112

### 自家消費野菜等の放射性物質測定結果について 4月測定分

◎単位：Bq/kg（Cs134とCs137の合計）  
◎NDは検出下限値以下

食品名	測定件数	セシウム測定値
ねぎ	1件	ND
たけのこ	1件	12
いのしし肉	1件	16

町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法などを確認の上、予約の方をお願いします。

### 農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

	捕獲数（頭）
4月捕獲数	7
令和2年度累計捕獲数	7

◎問い合わせ  
農林水産課（電話：62-2194）

### 心配ごと相談

6月10日(水)・22日(月) 10時～15時 保健センター

### 交通事故相談

6月2日(火) 9時～17時 役場301会議室

### 無料法律相談所（電話相談）

町では、弁護士および司法書士による電話無料法律相談所を開設します。

相談は無料ですが、電話相談の方法によっては通話料をご負担いただく場合があります。

また、事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へ連絡ください。

#### 開設日

①司法書士による相談 6月9日(火)

②弁護士による相談 6月16日(火)

時間 14時～16時のうち約30分の枠内

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

#### ◎予約・問い合わせ

町民課（電話：62-2116）

福島県弁護士会相馬支部（電話：36-4789）

福島県司法書士会（電話：024-534-7502）

## 6月

### 休日在宅当番医

7日(日) 杉本医院  
(相馬市) ☎36-3650  
14日(日) あらき産婦人科クリニック  
(相馬市) ☎35-0303  
21日(日) ふなばし内科クリニック  
(相馬市) ☎35-1500  
28日(日) 八巻クリニック  
(相馬市) ☎37-7117

診療時間 9時～16時

### 休日在宅当番歯科医

7日(日) 桜ヶ丘デンタルクリニック  
(相馬市) ☎26-7018  
14日(日) いしばし歯科  
(原町区) ☎23-6022  
21日(日) ヒロシ歯科クリニック  
(相馬市) ☎35-0567  
28日(日) 竹林歯科医院  
(原町区) ☎24-6060

診療時間 9時～16時